

大道小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 2 月策定（令和 6 年 3 月改定）

1 いじめ防止に向けた学校の基本的な考え方

【いじめの定義】

法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

＜いじめ防止対策推進法より＞

【いじめ防止等に向けての基本理念】

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

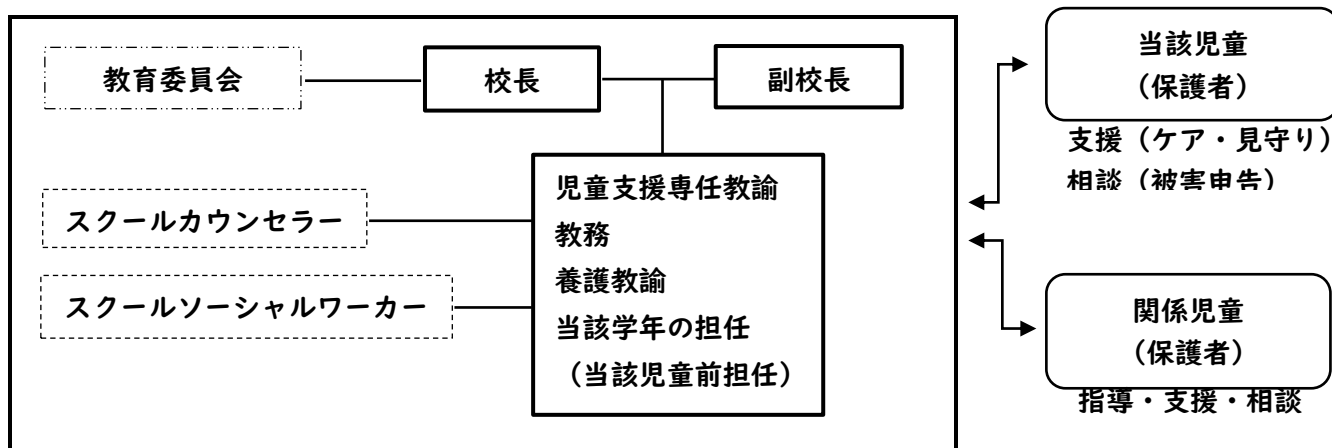
（横浜市いじめ防止基本方針より）

【学校として】

- ・あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ・保護者・地域・他機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。
- ・いじめを見逃さないための体制を作り、校長のリーダーシップのもと、組織的に取り組む。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

①組織図



②委員会の構成員

校長・副校長・児童支援専任教諭・教務・養護教諭・当該学年の担任

（必要に応じて、当該児童前担任・心理や福祉等の専門家の参加を求める。）

③委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上開催する。
- ・いじめの疑いがあった段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

④委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）等

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

【いじめの未然防止】

いじめを防止するための基本となる方向性（横浜市いじめ防止基本方針より）

『いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。』

- いじめ問題に関わる人権教育及び道徳授業の実施
- 校外活動（遠足や社会科見学及び全校遠足）や宿泊行事、たてわり(なかよし)活動、委員会、クラブ活動等と、学級における係や当番活動等を通して仲間づくりの指導や自己有用感の醸成
- 学校のきまりや基本的な生活のルールを守ろうとする心の育成
- 「子ども社会的スキル横浜プログラム」を活用した集団づくりと、児童の主体的な取り組みへの支援
- 「いじめ解決一斉キャンペーン」の実施（『いじめ防止啓発月間』12月）
- 一人ひとりの自尊感情を育む授業づくりを行うことを目指した、「金沢ブロック」での研究の推進
- 教師による分かりやすい授業づくりのための教材研究と授業改善
- 学校いじめ防止基本方針の公開（ホームページ）や啓発活動の実施
- 教職員向けの手引き等を活用した職員研修の実施
- インターネットを通じたいじめの防止処置（メール・SNS等を利用する上での約束を児童・保護者に向けて発信したり、外部講師を交えて授業を行ったりする。）

【いじめの早期発見】

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって、いじめを適切に認知するため、早期発見の取組を行う。

- いじめ防止アンケートの実施、結果の検証、情報共有（気になることがあれば、児童との面談等を実施する。）
- 校内の児童の見守り体制の実施（登下校時や授業中、休み時間、給食、清掃時の様子を見守る。）
- 教職員間の児童の情報の共有化（学年間・養護教諭を中心に）
- 定期的な教育相談を実施する（保護者） 4月：教育相談 7・12月：個人面談 ※その他適宜実施
- グループづくりや席替え時の初期段階で、周りの児童の様子を観察する。
- いじめ等の問題行動の予防と対策のためのY-Pアセスメントの実施とその分析
- スクールカウンセラー等、心理や福祉等の専門家との連携

【いじめに対する措置】

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導を行う。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て「学校いじめ防止対策委員会」に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

- 「学校いじめ防止対策委員会」の速やかな開催、事実把握と情報共有、指導の方針等を検討
 - ・被害児童からの丁寧な聞き取りと心のケア
 - ・被害児童の意向を生かした正確な実態把握と、加害者への聞き取り及び指導
 - ・被害児童の保護者への説明及び意向の確認
 - ・被害児童の保護者の意向を生かした加害児童の保護者への説明及び指導の依頼
- 中、長期的な対応や、二次的なトラブル防止の検討
- 複数の職員による定期的な状態チェック、報告及び情報交換の実施
- 児童が気軽に相談できる機会の設定、窓口づくり
- いじめを否定する児童間の風土づくり
 - ※「学校いじめ防止対策委員会」の記録については、5W1H（いつ・どこで・誰が・誰と・なにを・どのように）をメモし、職員がいつでも共有できるようにする。また、厳重に保管する。

【いじめの解消】

いじめ解消の要件として、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- 「学校いじめ防止対策委員会」において、決定する。
- いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- 「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的な観察を注意深く続ける。

【教職員等への研修】

研修や説明会等で制度周知や事例検討を行い、法の確実な運用を行う。

- 教職員は、いじめに対する対応の自己点検を行い、日頃の取組のチェックができるようにする。
- 年度初めや長期休業中などを利用し、いじめの事例検討を行い、具体的な事案に対してどのように対応していくかを学校全体として確認し、教職員一人ひとりがその対応の方法を考え理解し、いじめに対する意識を高める。
- いじめは重大な人権侵害行為ととらえ、一人ひとりの人格を認めることがいじめ根絶につながる。教職員自身がいじめに苦しむ心情を共感的に受け止められる豊かな感性と人権感覚を養えるようにする。

【「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等の活用】

いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

- 大道中学校区・六浦中学校区・家庭・地域連携事業において、児童生徒の問題行動の防止及び健全育成を図るため、次の事業の実施を行う。
 - ・大道中学校、六浦中学校、朝比奈小学校、高舟台小学校、六浦南小学校、六浦小学校、その他関係学校との情報共有
 - ・「まちとともに歩む学校づくり懇和会（まち懇）」での情報交換
 - ・地区懇談会への報告・情報共有

【取組の年間計画】

月	取組内容	月	取組内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解研修（職員向け） ・学校説明会（基本方針説明） ・地域・家庭訪問・保護者教育相談 	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・非行・被害防止サミット
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・児童教育相談） ・学・家・地連（基本方針説明） 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・YPアセスメント実施② 支援検討会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・YPアセスメント実施① 支援検討会 ・学・家・地連 	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間 ・いじめ解決一斉キャンペーン実施（無記名式アンケート・児童教育相談） ・保護者個人面談②
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者個人面談① ・横浜子ども会議（中学校ブロックでの話合い） 	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの結果の振り返り
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜子ども会議 ・職員研修 	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学説明会 ・学校のきまりの見直し・検討
9月		3月	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の振り返り ・新年度への引継ぎ
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時） カウンセラーによる相談 児童理解・情報共有（月1回）		

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

- 重大事態の調査は、事実関係が確定した段階で行うのではなく、「疑い」が生じた段階で速やかに開始する。
- 事実関係を明確にするべく、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したのかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする調査を実施する。
- 事案の重大性を踏まえ、学校は当該児童に関して、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童の区域外就学等、いじめを受けた児童の支援のための弾力的な対応を検討する。
- いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明をする。ただし、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- いじめを行った児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明し、個別に指導する。ただし、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。